

最終保障供給約款の変更届出について

2024年3月18日
関西電力送配電株式会社

当社は、電気事業法第20条第1項^{※1}に基づき、本日、経済産業大臣に対して、「最終保障供給約款」の変更届出を行いました。

「最終保障供給約款」とは、高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまが、万一、いずれの小売電気事業者とも電気の供給に係る契約の交渉が成立しなかった場合に、当社が供給する際の料金その他供給条件を定めたものです。

当社の最終保障料金は、関西電力株式会社（以下、関西電力）が設定している標準的な電気料金メニュー（以下、標準メニュー）をもとに、約2割増しの料金等（臨時的な料金メニュー相当）を設定しています。

今回の変更では、関西電力が2024年4月から、特別高圧・高圧のお客さま向けの標準メニューを見直す^{※2}ことを踏まえ、当社として最終保障供給料金単価等を見直したため、当該内容を料金その他の供給条件に反映しています。

○実施日

2024年4月1日より実施します。

※1：電気事業法第20条第1項（最終保障供給約款）

一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：[関西電力の標準メニュー見直しに関する公表資料（2023年12月5日プレスリリース）](#)

以上

別紙：[2024年4月の最終保障供給料金の見直し内容について](#)